

松江市告示第 51 号

松江市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成 17 年松江市条例第 396 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者を指定したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 15 日

松江市長 上 定 昭 仁

| 公の施設の名称            | 指定管理者                        | 指定の期間                                 |
|--------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 松江市精神障害者地域生活支援センター | 松江市北堀町 48 番地<br>特定非営利活動法人こころ | 令和 5 年 4 月 1 日から<br>令和 6 年 3 月 31 日まで |